

Amazia グループ 採用ハラスメント防止基本方針

（目的）

第1条 本方針は、Amazia グループ（以下「当グループ」という）における採用活動およびこれに関連する活動（インターンシップ、オープンカンパニー、OB・OG 訪問、内定者フォロー等を含む。以下「採用活動等」という）において、すべての求職者（学生、中途採用応募者等。以下「求職者等」という）の人権を尊重し、いかなるハラスメント行為も排除することにより、公正かつ透明性のある安心・安全な採用環境を整備することを目的とする。

（定義）

第2条 当グループは、採用活動等において当グループの優越的な地位を利用して求職者等の尊厳を傷つける、または不利益・不快感を与えるハラスメント行為（以下「採用ハラスメント」という）を一切容認せず、その根絶に向けた組織的な未然防止および環境整備に取り組む。

（採用ハラスメントの定義）

第3条 本方針において「採用ハラスメント」とは、当グループの役員、正社員、契約社員、アルバイト等のすべての従業者（以下「従業者」という）が、採用活動等において求職者等に対し、その職務上の地位や優越性を背景として行う、次に掲げる行為をいう。

（1）セクシュアルハラスメント：性的な言動、性的な事実関係（交際相手の有無等）の質問、採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る行為など。

（2）パワーハラスメント・圧迫面接：威圧的な言動、人格を否定するような暴言、能力を不当に低く評価するような度を越した圧迫的な態度など。

（3）就職活動終盤のハラスメント（いわゆる「オウハラ」）：「他社の選考や内定を辞退すれば当グループの内定を出す」といった不当な入社・辞退の強要や拘束行為。

（4）就職差別・不適切な質問：出身地、宗教、思想・信条、性的指向・性自認（LGBTQ+）、家族関係など、本人の適性と能力に関係のない事由に関する質問や差別的な言動。

（5）その他：求職者等に精神的・身体的苦痛を与え、または就職活動等の環境を著しく害する一切の行為。

（従業者の行動指針・遵守事項）

第4条 従業者は、求職者等と接するに当たり、次に掲げるルールを厳守しなければならない。

（1）【連絡手段の指定】求職者等との連絡は、当グループが支給した公式のメールアドレスまたは公式のコミュニケーションツール（当グループが管理するもの）を使用するものとし、従業者個人の SNS（LINE、X、Instagram 等）の連絡先交換、個人の電話番号での直接のやり取りは一切禁止する。

（２）【マッチングアプリ等の利用禁止】会社が公式に認めた場合を除き、従業者が個人の判断で OB・OG 訪問マッチングアプリや就活マッチングサービスに登録し、求職者等と接触することを禁止する。

（３）【不適切な飲食の禁止】職務の一環として会社が事前に承認した公式の懇親会等を除き、従業者が自己の判断で求職者等と飲食（特に飲酒を伴うもの）を共にすることを禁止する。

（ハラスメントへの厳正な対処）

第 5 条 当グループは、従業者に採用ハラスメントに該当する行為、または本方針に違反する行為が確認された場合、就業規則に基づき、懲戒処分を含め厳正に対処する。

（相談窓口の設置）

第 6 条 当グループは、求職者等からの採用ハラスメントに関する相談・通報を受け付けるため、以下の専用窓口を常設する。

名称：Amazia グループ 採用ハラスメント相談窓口

連絡先（メール）：recruit@amazia.co.jp

※窓口への相談・通報は、求職者等本人だけでなく、その家族や大学の就職担当者等からも受け付ける。

（相談者の保護および不利益取扱いの禁止）

第 7 条

1. 当グループは、求職者等が採用ハラスメントに関する相談もしくは通報を行ったこと、または当該事案の事実確認に協力したことを理由として、選考の可否その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

2. 相談および事実確認の過程で得られた個人情報および相談内容は、相談者のプライバシーを厳格に保護し、事案の解決に必要な範囲を超えて第三者に開示しない。また、相談者本人の同意なしに行方者（当該従業員）へ相談者の氏名等の身元を開示することはない。

（事後対応および再発防止）

第 8 条

1. 相談窓口で相談があった場合、当グループは相談受理後 5 営業日以内に客観的な事実関係の調査を開始し、原則として 14 日以内に調査結果を確定する。

2. 調査の結果、ハラスメントの事実が認められた場合に限り、被害を受けた求職者等への配慮（選考プロセスの変更、担当者の変更、必要に応じた精神的ケアのサポート等）を速やかに実行するとともに、再発防止に向けた全社的な措置（研修の再実施、ルールの見直し等）を講じる。

(所管及び改廃)

第9条 本規程の所管は経営管理部とし、改廃は取締役会の決議によるものとする。

2026年9月29日制定

株式会社 Amazia

代表取締役社長 佐久間 亮輔